

文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月七日

文京区長

成

澤

廣

修



文京区条例第三十五号

文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

文京区旅館業法施行条例（平成二十四年三月文京区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の二号を加える。

五 営業時間（旅館業を営む施設において、現に人を宿泊させている時間又は宿泊しようとする者との面接若しくは当該者の確認を行う時間をいう。以下同じ。）内は、旅館業の施設内に従事者を常駐させること。

六 営業者が個人であつて日本国内に住所を有しないときは、当該旅館業に関する一切の行為（裁判上の行為を除く。）をする権限を付与した代理人（日本国内に住所を有する者に限る。）を選任すること。

第七条ただし書を削り、同条第一号を次のように改める。

一 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。

第七条第三号才及び力を削り、同条第四号に次のように加える。

エ 階層式寝台を設ける場合は、二層とすること。

第七条第七号アからウまでを次のように改める。

ア 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。

イ 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

ウ 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。

第七条第七号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 浴室又はシャワー室（脱衣室を含む。）の内部が、外部から容易に見通すことのできないような構造であること。

第七条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 サウナ室を設ける場合には、次の基準によること。

ア サウナ室（脱衣室を含む。）の内部が、外部から容易に見通すことのできないような構造であること。

ただし、従事者が安全管理の目的で内部の状況を確認するために必要な設備については、この限りでない。

イ 共用以外にサウナ室を設ける場合には、次の構造設備の基準によること。

(ア) サウナ室に設ける扉は、閉鎖状態を保持する装置を設けず、室内から容易に開放することができる構造であること。

(イ) 利用者の安全のため、非常時に利用者が室内から通報するための設備（当該通報に従事者が室外から確認することができるものに限る。）を設けること。

第七条第九号アを次のように改める。

ア 各階（次に掲げる場合を除く。）に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。

(ア) 当該階（二以上の客室がある階に限る。）にある全ての客室内に便所を付設している場合

(イ) 施設内の一部の階全体を一の客室として利用させる場合において、当該一部の階に便所を付設している場合

(ウ) 宿泊者が立ち入らない階である場合

(エ) 専ら玄関帳場のみを設ける階である場合

第七条に次の二号を加える。

十一 営業時間内に従事者が旅館・ホテル営業の施設内に常駐するために十分な広さを有する居室及び便所（防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有するものに限る。）を当該施設内に設けること。ただし、従事者が当該居室及び便所を使用する際に、客室その他の専ら宿泊者の利用に供する区域を通行せずに入出入りすることができる構造とすること。

十二 旅館・ホテル営業の施設と住戸が同一の建築物内にあるときは、当該施設が当該住戸と明確に区画され、かつ、当該建築物の廊下、階段、出入口その他の避難施設に宿泊者と当該住戸の居住者の共用に供する部分が存しない構造とすること。ただし、区長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

第九条第一項第一号中「又はフロント」を削り、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項に次の二号を加える。

六 客室内に浴室又はシャワー室を設ける場合は、原則として一人用とし、施錠ができる十分な広さの脱衣室を前室として設けること。

七 多人数で共用する客室内に便所を設ける場合は、原則として男女を区分し、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。

第九条第二項及び第十条第二項中「第七条第三号アからエまで、第四号イ及びウ並びに」を「第七条第三号、第四号イからエまで及び」に、「第十号」を「第十二号」に改める。

第十二条第一項第一号中「第七条第三号アからオまで」を「第七条第三号」に、「第七号イ及びウ」を「第七号ウ」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第二号中「及び第六号」を「及び第五号」に、「第七条第三号アからエまで」を「第七条第三号」に、「第七号イ及びウ」を「第七号ウ」に、「並びに第十号」を「及び第十号」

に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第一項の規定により許可を受けている施設及び現に当該許可の申請がされている施設（旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設に限る。）については、この条例による改正後の文京区旅館業法施行条例第七号エ、第七号エ、第七号の二及び第十一号（これらの規定（同条第四号エを除く。）を同条例第九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第九条第一項第六号及び第七号の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、当該施設が存する建築物においてこれらの規定に係る構造設備を新築し、増築し、若しくは改築し、又は修繕し、若しくは改良する場合は、この限りでない。